

## 農地中間管理事業に関する扱い手等との意見交換の実績

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

### 1 扱い手等との意見交換実績

31回（209経営体・農業者）

13回（12農業委員会、43名）

### 2 扱い手等からの主な意見

#### （1）機構以外（円滑化や作業受託等）の集積が機構に移行しない理由

##### ○機構事業の制度、仕組み等に関する事項

- ①機構の権利設定は書類、手続きが複雑であり、円滑化や作業受託を選択。
- ②出し手からは、「貸付け相手を直ぐに知りたい」、受け手からは「直ぐに耕作したい」「特定の相手に貸したい」という希望があり、他の方法を選定。
- ③機構の設定期間（原則10年）が長いため、短期間（1～3年）を希望。
- ④集積協力金のメリットがなくなり、円滑化等からの移行が進まない。
- ⑤部分（基幹）作業受託で作業料金が確保され、畦畔の管理等は地権者が行うため、扱い手への負担が軽減されることから、機構事業への移行が進まない。
- ⑥知らない人へ貸すことへの不安（白紙委任）、知人等への相対による賃貸を選択。

##### ○農業政策、制度に関する事項

- ①農業政策等への不安、長期設定への不安から設定期間の自由度の高いものを活用。
- ②中山間地域では畦畔や水管理のあり方が課題で、受け手の負担軽減のための制度を望む。

#### （2）機構以外の集積を機構に移行していくための方策

##### ○農業政策、機構事業に関する要望

- ①中山間地域への協力金、扱い手への支援策の拡充。
- ②機構の権利設定法の簡便化などによる事業活用者の負担軽減。
- ③中山間地域での圃場整備（機構関連、耕作条件改善）の要件緩和。
- ④樹園地では集積、集約が図りにくいため、協力金の拡充などの支援策。
- ⑤扱い手や後継者が長期にわたり安心して賃貸や経営できる米政策等の制度。
- ⑥中山間地域での経営はコストだけでなく、地域条件や農地を守る視点など、身の丈にあった経営（集落営農組織等）支援も必要。
- ⑦平坦地域では大規模化、集積による経営の合理化は可能、中山間地域等では多様な地域性に考慮した小規模な扱い手へも支援できる仕組みが必要。
- ⑧砂利採取や転用などによる圃場条件の悪化が懸念されている。農振地域での制限強化など、扱い手が安心して経営できる仕組みが必要。
- ⑨圃場条件等（排水、区画）により借受されない場合があり、基盤整備による圃場条件の改善。

### (3) 担い手以外の集積を機構に移行していくための方策

#### ○農業政策、機構事業に関する事項

- ①地域の担い手の明確化と担い手への支援策の拡充。
- ②中山間地域では小規模農家が主体であり地域を守る担い手を支援できる仕組みの構築。

#### ○その他

- ①地域に担い手がない場合、地域外企業による借受け希望が見られるものの地域の信頼が必要。
- ②担い手の高齢化による離農、担い手不足が懸念。農業の魅力作りや若手が働きやすい環境作りなどによる受け手の確保。

### (4) 地域農業について

- ① 地域の地権者、担い手ともに高齢化している。5年、10年先の営農継続が懸念され、新たな担い手の確保、地域をどうして行くかと言う視点にたった考えが必要になる。
- ②農地を守るという視点が世代交代（親→子）により薄れ、管理費を負担してまで担い手に管理を任せる必要はないという地域も出てきている。
- ③法面等の管理費を試算すると、3万円/10aになるが、管理費の負担のあり方（誰がいくら負担するか）は地域により様々であり、地域での話し合いにより取りまとめていく必要がある。

### (5) 人・農地プランについて

- ①プランの実質化に向けた話し合いは重要、話し合いのための経費（お茶代等）を助成してほしい。
- ②話し合い（プランの実質化）を通じて「地域の農地を守る」という意識を持てるようにする。

### (6) 機構への権利設定について

- ①機構への権利設定には行政支援が重要。さらに、JA等関係機関、担い手の連携により事業推進に当たることが必要になる。

### (7) 機構関連事業について

- ①「負担なし」というのは大きな魅力。他事業で推進費が集積率に応じて負担金をバックする制度はあるものの、地権者への説明はしやすい。
- ②15年以上という権利設定期間は長い。
- ③高収益作物の作付けという要件は厳しく、関係機関との十分な調整が必要。